

法人理念 “共に汗し、共に笑い、共に語ろう”

社会福祉法人童里夢は

1. 一人ひとりすべての人としての存在の尊厳の下に、誰もが生まれてきたことの甲斐があることを大切にします。
2. 個々の自由な自己実現を願い、共感と共生の社会を創りたいと考えます。
3. 障害者が社会の対等な構成員として、人権が尊重され、自己選択と自己決定ができ、社会のあらゆる活動に参加・参画し、その一員としての責任を分担する社会づくりをおこなうことです。
4. 障害者の未来を明るくものとするために、広い視野と長期的な展望を持って事業経営にあたります。 <理念の4つの柱>

人はどんな障害を持っていても豊かな人格を持ち、可能性を持って生まれてきた。障害を持つ人も持たない人も互いに人格を認め合い、共に働き、助け合い、地域社会に貢献しつつ、自己実現していける場でありたい。

共感と共生の社会創りを目標に、誰もがかけがえのない人生を豊かに送るために、自立（律）の様々な形を探求する。また、一人ひとりの持っているストレングス（本人の強み）に着目し、得意なことを伸ばす視点での支援、環境設定を行なう。

童里夢のテーマ・・・『安心・安全な環境づくり』

1. 事業運営

利用者が安心安全に過ごせる環境を整え、得意なことを生かして生産活動で活躍し、明るく楽しい事業所となることで、誰もが毎日来たいと思える場所になるように努めていきたい。そのためにも職場環境改善に取り組むことで、業務の遂行がスムーズになり仕事の効率を高めることができる。また、職員間のコミュニケーション（情報共有）が円滑になることで業務の効率も高まり、相互理解を通して助け合い、協力し合うことで、事業所のプラスの雰囲気づくりも期待できる。

生産活動中心の取り組みの中で、利用者の年齢も上がってきており、作業に関わるのが困難、また難しくなりつつある利用者もいる。作業を中心としない活動種目として健康延伸（運動、ストレッチ、食事の見直し）の取り組みも前向きに取り入れる。

2. 重点課題

（1）運営基盤の強化（運営・管理体制、サービス管理）

「生活介護事業所奏楽」、「共同生活支援ばあとなあ」、「地域生活支援センターすたあと」の法人内の各事業所との連携をより深め、ジョブローテーションを通して事業所内外での調整、協力、支援体制の強化を図る。

安定した運営体制（業務分掌、職務・職責）、作業班体制（生産活動、職員体制）にしていくためにも人材育成に注力し、また安心して働ける環境、相談できる雰囲気を作り出し働きやすい環境づくりをおこなう。

(2) 利用者サービスの充実

生活介護事業においては、生産活動と利用者支援のバランスが崩れてしまいがちであった。あらためて「生産活動中心」の業務内容から、「生産活動は利用者支援をするための手段」であることを職員間で共有し、利用者支援と生産活動のバランスがとれた支援体制づくりを継続し取り組んでいく。また、利用者の高齢化、障害の重度化を踏まえた取り組みとしてウォーキング（石巻山）、作業班、事業所間の垣根を超え、調整をしつつ継続する。

誰もが活躍できる場所、役割づくりを支援の最優先とし、利用者個々のやりがい、達成感を大切に共に汗を流すことで喜びとなるような支援を目指す。

余暇活動としてクラブ活動（奏楽との合同クラブ、童里夢単独のクラブ活動）や活動日（童里夢全体、各作業班）、誕生日活動等の設定を行い、楽しく共に笑い、生活支援の充実を図る。

利用者一人ひとりの様々なニーズを引き出すためにも日常の観察、共に語る、ことで新たな発見が生まれより充実した生活が送れるよう支援する。

(3) 人材育成/支援力の向上

利用者一人ひとりの障害特性、個性を理解し、また重度者、強度行動障害の方、加齢等さまざまな特質を把握、理解したうえで支援環境、体制を整える。そのためには職員の成長が必要であり、法人内部研修だけでなく、外部研修への参加、WAB 講義（サポカレ）を用いて職員一人ひとりのスキルを高めていく。その中でも強度行動障害基礎研修、実践研修については適時受講できるように取り組んでいく。

また、支援力の向上を継続課題とし、個人での意識化、チームとしての意識化、研修へ参加し、より良い利用者支援の在り方を確認しながら、サービスの質の改善・向上を事業所全体で取り組みをすすめる。法人内の職員全員が参加する全体研修（年 4 回）や、委員会活動を通して権利擁護、虐待防止、BCP（事業継続計画）、リスクマネジメント等に関する必須とされる知識の浸透、意識の向上を図る。

利用者支援の在り方を確認しながら、サービスの質の改善・向上を事業所全体で検討し取り組む。

全職員対象の面談では PDCA サイクルを意識して職員ひとり一人を認め励ますこと、中・長期的な視点も視野に個々の職員のスキルアップ、個々の役割、目指すべき方向性を確認しチームとして支援力の向上を図る。

3. 生活介護事業の事業展開

生産活動（作業支援）を日中活動の基本とし、利用者一人ひとりの希望や思い、また、障害の重さ、障害特性にも配慮し、日中活動種目・内容の充実を図り、支援者が各作業班（生産・日中活動種目）の課題・目標を共有し事業所全体で協力体制を整える。

各生産活動の組み立てについて頭を悩ませているが原価、経費、利益を数値化して事業としての在り方を検証、評価し現状維持に捉われず見直し、改善にも気を配り対応する。

また、健康延伸活動に力を入れ、レクリエーション活動、余暇活動も新たな活動の幅の拡充に努める。誕生日活動も定着してきており、誕生日がある月に実施する。

◆釜めし専門店 くう

釜めし専門店として集客というところでは伸び悩みもあり、あらためて客層、ニーズを把握し季節の限定メニュー、デザート改善を継続していく。外部販売にも力を入れ、イベント販売、月 1 回のアイセロ販売、弁当の注文等、お客様のニーズにこたえられるよう計画的に準備、実施していくことで魅力あるものとし集客に繋がられるよう改善を図っていく。

アート活動では他施設との連携を大切にして店舗内に障がい者アート作品の展示を企画しながらも安定した店舗運営、アート活動とのバランスを整え集客にもつなげていき、利用者のやりがいになるようにしていく。

情報発信では SNS (Instagram、ライン等) の地道な広報活動によりイベント「くうの日」も定着してきている。また、広報誌への掲載等マスコミを活用していくことで新規顧客の獲得につなげていく。

◆ばくばくぱん

パンセットの形を変えて新たにスタートをしてパン製造を見直し、効率化をすすめ、利用者のできることを模索しながら店舗運営の形態を残しつつ、現在の販路を中心に維持していけるようにする。

食パン、米粉、ハード系中心の生地でパンの種類を減らすことになるが、顧客を大切にしてニーズに応える努力を続けていく。

また、外部の販売（イベント等）に積極的に参加できるように他班との協力体制を取り、国産小麦 100%、天然酵母をもっと全面的に押し出し競合他社との差別化を図り売り上げに繋げていく。

原材料費が高騰してきているため、原価率を意識して価格が適正か見直しも行っていく。昨年度に引き続き、レストラン班、他事業所との連携をとっていくことでお客さんも店舗に寄って頂けるような仕組み作りをしていく。季節商品のシュトーレンの製造・販売方法も再度検討して売り上げ向上につなげていく。

◆雑貨班

午前中に作業、午後の時間を健康延伸活動として石巻山へウォーキングを行い、コオロギ養殖作業として年々個人客への売り上げは増加傾向にある。更なる飼育体制の構築を重点的に行い、どの職員でも安定して数を増産できるようにしていく。

イチジク、原木しいたけ、なめこを昨年度準備をし、今年度は収穫の期待があることから本格的に開始するための基礎を構築していく。畑での作物では冬野菜の収穫に手ごたえがあり試行錯誤しながらも収益になるようにしていく。

委託作業では昨年度途中からニンジンの計量、袋詰めを行い全ての利用者が小さなことでも関われるように自助具や環境整備を積極的に行っていくと共に作業種目の開拓、販路、販売等の仕組みを班全体で検討していく。

生産活動種目	年間目標売上（円）
ばくばくぱん	4, 8 0 0, 0 0 0 円
釜めし専門店くう	3, 0 0 0, 0 0 0 円
雑貨班	1, 2 5 0, 0 0 0 円

生活介護利用者 月平均工賃（生産活動）
7, 0 0 0 円 ～ 1 0, 0 0 0 円 以上

4. 就労継続支援 B 型の事業展開

昨年度、能登半島地震があったことから名古屋ライトハウスからの製造の協力要請があり売り上げには寄与できた。しかし、インフレによる製造原価の高騰と重なり利益率が悪く、原価率の見直し、価格の見直しを行っている。長年の取引先との関係づくりを進めながら新規顧客開拓・獲得も同様に進め、年間を通しての安定的な生産活動が続けることで、平均工賃月額 45,000 円以上支給の継続を目指す。

被災時の非常食としての需要が殆どであるが、非常食・防災食業界にも新たな技術や商品が見られる。将来的への事業継続を意識した情報収集を行う上で、他法人との連携・協力、情報共有、営業・販売活動を積極的に進める。また、非常食以外の新たな提案や現状設備を活かした新たな製品開発等、検討を進めていく。

製造体制においても利用者、職員共に固定化せず、安定、継続できる製造体制に向け改善を進める。

就労支援においても、関係機関と協力して利用者に情報提供していくことで一般就労への意識を高められるようにする。

Pan-Kan 製造センター	年間目標売上 (円)	年間目標販売数 (缶)
	40,000,000 円	150,000 缶

就労継続 B 型利用者 月平均工賃 (生産活動)
45,000 円 以上

5. 利用者支援

◆ 個別支援計画

『重い障害を持っていても立派な生産者として認め、手厚い支援で生産活動を中心とした日中活動を組み立てる』支援体制を整えることで、利用者一人ひとりが、自信や誇り、達成感を得ること、役割が増え必要とされる存在となっていくこと、意欲や態度において前向きな変化が引き出されること、さらには人間としての成長がもたらされること、そして社会参加がより進んでいくことを目標とし、各事業の機能と目的に叶う生活支援、及び生産活動支援を行う。

サービス等利用計画書との整合性、アセスメント、モニタリングを通して利用者ニーズ・課題・目標を明確にする。個別支援計画書（生活介護個別支援計画、就労継続支援 B 型個別支援計画）に基づいた統一された支援を行う。

事業 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
生活介護	P					C					E	E・A P

凡例) P: 個別支援計画作成 C: モニタリング E: 評価
A: アセスメント (利用開始前)

◆諸活動

日中活動種目を幅広いものするために、講師を依頼しての余暇活動、地域社会と交流する機会を日中活動種目として設定する。

クラブ活動（茶道、ダンス、料理、太鼓、絵画他）

上記生活介護プログラムの活動以外、特別活動として以下の行事等を利用者と共に計画、実施する。

- ・活動日 ※利用者自治会を主体に内容を設定する。（年間 2 回）
- ・誕生日活動 ・旅行 ・忘年会 ・作業班活動 ・イベント等への参加

◆事業所外生活支援：宿泊体験(自律生活訓練)

希望者を対象に、「宿泊体験（自律生活訓練）」を実施する。宿泊体験を通して利用者の地域生活移行に向けた意識及び日常生活、社会生活技術を高めると共に、グループホームの体験利用等へとつなぐことを目的とする。

実施にあたり、「地域生活支援センターすたあと」、「共同生活支援ぱあとなあ」と協力して調整する。

◆余暇活動支援

他の事業所のイベント・行事や公共施設の利用案内・情報提供、必要に応じて、他機関・事業所との連携等により、利用者の余暇活動を支援する。

◆家族との連携・家族支援

利用者のライフサイクルを見通した生涯設計や家族・本人に対する支援方法についての相談を受け、安定した家庭生活が送れるよう支援・協力する。

その際、必要に応じて相談支援事業所、行政、関係福祉機関等との連絡・調整を行う。

①個人懇談・個人面談の実施：アセスメント・モニタリング

事業所への要望等、ご意見を伺う機会を設けることで、サービスの点検、改善に繋げることができる。

家族面談／見学日の実施、設定（3 月～4 月）

②行事の共同運営

事業所の大きな行事等に、家族の協力・参加を促し、計画・運営に参画して、いただくことで家族との協働意識を高める。

6. 保健衛生・給食

◆保健衛生・健康管理

定期健康診断の実施

1 月：問診、検便、検尿、問診、胸部 X 線、血液検査

歯科検診：(医師会協力)

嘱託医（小児科）による健康確認（毎月）

毎日・毎月の健康チェック（検温） 毎月 1 回の血圧・体重測定（看護師対応）

感染症対策：新型インフルエンザ、コロナウイルス マスク・消毒器機等、備品の整備

◆給食

実費（材料費・光熱水費）徴収の上、利用者に給食を提供する。

給食管理システムを活用しての献立の数値化、メニューの見直しを進め、魅力的な食事の提供と食環境を整え、安全な食材を使用し利用者の健康維持、増進を目的とする調理法の工夫等を行う。

5. 地域活動

地域社会への参画は地域への障害への理解、地域福祉の増進に必要不可欠である。事業所を社会資源のひとつと位置づけ、事業所の持つ機能を地域への還元と地域福祉への貢献を目的とし、情報発信、情報の公開に努め、事業所の開放と社会化を推し進める。生活の基盤（ソフト・ハード面共）の整備を通して、地域社会との相互理解・協力から豊かな社会環境が育つと考える。

◆ 地域の社会資源としての事業所機能の還元、及び社会化

1. ボランティアの受け入れ

ボランティアを受け入れる体制づくり、行事等のボランティアの募集・対応

2. 特別支援学校生徒の「職業体験」「現場実習」等受入

3. 大学生・専門学校生の「社会福祉士相談援助実習」

地域小・中・高校生徒の「福祉学習」、「職業体験」等受入

4. 日中一時支援事業の実施（定員：5名）

特別支援学校生徒（事業所利用希望者）を中心に生活介護事業所 奏楽と利用調整を行う。

5. 事業所見学の受入

特別支援学校、関係機関等、事業所見学を生活介護事業所 奏楽と調整し行う。

6. 権利擁護

法人第三者委員と連携して、苦情解決に留まらず、積極的に利用者の権利擁護の意識を高める。障害者の権利擁護、成年後見制度等に関する意識を高めるため、各種研修会、勉強会、講演会等へ積極的に参加する。

事業所内の苦情解決の仕組みとして、アンケートの実施、及び相談日を設定する。

◆ 広報・啓発活動

1. 機関紙“どおりいむメッセージ”の配布・送付

※広報・地域貢献委員会の編集方針をもとに編集・発行する
定期刊行

2. 内部広報紙の発行

※広報・地域貢献委員会の編集方針をもとに編集・発行する

定期刊行を廃止し代わりに短い動画（活動日の時や日帰り旅行、通常の業務）を家族のみ限定で提供する

3. 法人ホームページ、SNSの活用 リアルタイムの情報発信／情報公開

Instagram（インスタグラム）等 SNS の活用

Youtube での生産活動紹介動画公開

You tube 動画への注力と HP での情報公開、SNS での細かな情報発信を行います

4. 新聞・タウン誌等への情報提供 取材依頼（活動・イベント）

◆ 地域交流事業

1. 地域（校区）等行事への参加

豊橋まつり、善意フェスティバル、石巻校区文化祭等への参加など

2. 他施設・事業所、民間団体との交流

知的障害者福祉協会、東三河社会就労センター連絡協議会、とよはし総合相談支援センター、豊橋市手をつなぐ育成会等との連携協力

3. 隣接する小学校、中学校、高校、大学、専門学校等との交流

職業体験、実習等の受け入れ、他

4. 各種諸団体との情報交換と連携による社会活動
ボランティアサークルとの交流・協力、他
5. 地域における公益的取り組み
地元石巻校区、石巻地区の対象者に必要なサービス、企画を提供する。
※広報・地域貢献委員会で企画、実施する。
6. 地域と連携した災害対策
非常災害対策が求められる通所系、施設系、居住系サービス事業者を対象に、地域住民の参加が得られるよう連携する。

7. 環境整備

事業所開所から 20 年以上が経過し、開所当初から使用している建物、設備、機器等も多く設備、機器等の経年劣化に伴う点検、確認し計画的に改善、改修を行っていく。
店舗運営を中心とした事業所の特質を踏まえ環境整備には特別の配慮が欠かせない。来客者にとって『安らぎ』『癒し』『出会い』の場であることを忘れず、常に魅力的な店舗であることを心掛ける。
補助金、助成金等を活用して、改修（部分的な補修から大規模改修まで）、機器類の購入等を計画的に行う。

1. 計画的な建物管理 屋外木部補修、及び修繕
給排水・衛生、空調設備を含めた全体点検／機器・備品類の点検
清掃の常時実施 大掃除の定期的実施：年 3 回
2. 事業所周辺緑化 敷地内法面の除草
3. 店舗内美化 ギャラリースペースの有効活用
4. 各室、及びトイレを常時、整理・整頓・清潔に保つ
5. 公用車管理 車両清掃（内外）

8. 防災計画・安全管理

火災、地震等の非常災害に備えて、消火・避難・救出等に関し予め防災計画を定め、定期的に訓練を実施し万全の対策を講じる。
地震防災及び対応については「地震防災規定」に準拠する。
リスクマネジメント委員会の検討を通し、防災意識の向上、災害時対策、事業継続計画（BCP）の改善（バージョンアップ）を行う。

1. 防災訓練・学習（毎月 1 回）
防災、及び安全学習会：（4 月、6 月、8 月、10 月、12 月、2 月）
防災訓練：（7 月、9 月、11 月、3 月）
総合防災訓練・引き取り訓練（3 月）
2. 利用者の安全学習
3. 防災・安全備品等の整備 非常食の保存・管理 ※防災倉庫の管理
4. 防災自主点検実施

9. 職員研修

支援者には、ソーシャルワーカーとしての資質・知識・技術を常に向上させることが求められている。専門的知識と技術をより深く習得することにより、利用者への支援が充実したものになり、事業所全体の提供するサービスの質を高めることができる。

支援者一人ひとりの個性を尊重、活かしながらも事業所として統一、且つ一体的な支援の提供に努める。

経験の浅い職員に対しては、業務に必要な知識・技能・態度を「日常の OJT」、「意図的 OJT」の実践を通して指導・育成を図る。

法人内研修については、研修・権利擁護委員会にて立案し計画的に実施する。

今年度、人材育成に関する取組みとして、新たに全職員参加可能な研修プログラム（自己啓発研修）の機会を設け、各人の気持ちを汲み取り事業所として全面的にサポートする。

- | | |
|-----------|--|
| 1. 事業所外研修 | 県社協・福祉協会・セルフ協等の実施する研修への参加
他施設・事業所の活用 |
| 2. 事業所内研修 | 虐待防止研修 指定研修報告等
法人全体研修（4回／年 6・9・12・3月） |
| 3. 職域関連研修 | 指定研修及び職員希望により考慮 |
| 4. 自己啓発研修 | 指定研修及び職員希望により考慮、資格取得のバックアップ |

10. 苦情解決・権利擁護・虐待防止

利用者支援、またサービスの質の向上を重点課題に捉える。

苦情解決規程に則り、童里夢が提供するサービスに関わる利用者等からの苦情を解決するための体制を整備する。

利用者の権利を守り、童里夢が提供するサービスを適切に利用できるようにする。

権利擁護・サービス管理委員会の活動を通しての啓もう活動（セルフチェック、研修、他）、事業所内に苦情ボックスを設置し、利用者自治会、個別相談、及び家族相談日を設けることで利用者、及び家族の声を受け止め、迅速に対応できるしくみ、体制を整える。